

法人税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

第1 法人税法施行規則の一部改正

1 次の法人が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件について、次の見直しを行う。(第五条、第五条の二、第六条関係)

(1) 医師会法人等及び一定の公益法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件における自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法の規定等により算定される額以下であることとの要件について、特定外国人患者から受ける診療報酬の額(健康保険法基準額の算定の対象となる給付に限る。)にあつては、健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているものであることとの要件とする。

(2) 農業協同組合連合会が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件における財務大臣の承認に係る事項のうち自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法の規定等により算定される額以下であることについて、特定外国人患者から受ける診療報酬の額(健康保険法基準額の算定の対象となる給付に限る。)にあつては、健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものであることとする。

2 専修学校において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲について、次の見直しを行う。(第七条関係)

(1) 収益事業に該当しない技芸の教授に、その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が三十一単位以上であること等の要件に該当する学校教育法に規定する専攻科の課程において行うものを加える。

(2) 高等課程又は一般課程の通信制の学科若しくは専門課程において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの要件における一年間の授業時間数に係る事項について、学校教育法等の改正による単位制への移行に伴う所要の規定の整備を行う。

3 一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人の範囲に、マンション除却組合を加えるとともに、所要の規定の整備を行う。(第二十二條の四関係)

4 公益の増進に著しく寄与する法人のうち学校法人の設置する専修学校の範囲について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う

所要の規定の整備を行う。(第二十三条の二関係)

- 5 寄附金の損金不算入に対する特例制度の適用を受けるために保存すべき書類について、公益信託の信託財産とするために寄附金を支出した場合に必要な証明書類の範囲を定める。(第二十四条関係)
- 6 貸倒引当金制度における個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ事由の対象となる更生計画認可の決定等に準ずる事由に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。(第二十五条の二関係)
- 7 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行う。
 - (1) 調整後対象租税額の計算について、国等との取決めが存在することにより移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等はないものとしてその計算を行うものとするほか、所要の措置を講ずる。(第三十八条の二十八、第三十八条の二十九関係)
 - (2) 国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率及び当期国別国際最低課税額等の計算の特例における税額控除等規定及び国別特別税額控除等相当額の細目等を定める。(第三十八条の三十四の二、第三十八条の三十八の二関係)
 - (3) 自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準を適用しないこととされる場合に、国等との取決めが存在することにより移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等がないものとされない場合を加える。(第三十八条の四十三関係)
 - (4) 最終親会社等の所在地国に関する適用免除基準について、その対象となる所在地国の要件の細目を定める。(第三十八条の四十三の二関係)
- 8 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税について、特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余额にその最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする措置の対象となる所在地国の要件等の細目を定める。(第三十八条の五十関係)
- 9 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について、国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率及び当期グループ国内最低課税額等の計算の特例における国内特別税額控除等相当額の細目等を定める。(第三十八条の五十九の二、第三十八条の六十四の二関係)

- 10 内国法人が関連者間取引を行った場合において、法人税に関する法令の規定により保存することとされている書類等に一定の事項が記載又は記録されていないときは、その記載又は記録されていない事項を明らかにする書類を取得又は作成し、納税地等に保存しなければならない。(第五十九条の二、第六十七条の二関係)
- 11 その他所要の規定の整備を行う。

第2 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）の一部改正

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る令和六年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準について、国等との取決めが存在することにより移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等はないものとしてその判定を行う。(附則第三条関係)

第3 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第十九号）の一部改正

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に係る令和八年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準について、国等との取決めが存在することにより移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等はないものとしてその判定を行う。(附則第八条関係)

第4 施行期日

この省令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)